

2016年3月4日

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課  
食品安全担当 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地  
コーポ御所南ビル 4 階  
京都府生活協同組合連合会  
専務理事 高取 淳  
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

## 京都市食品衛生監視指導計画(案)にたいする意見

「平成 28 年度京都市食品衛生監視指導計画（案）（以下。「計画」という）に対して、以下の意見を述べさせていただきます。

### （1）食品安全行政の一層の充実・強化について

「肥料の成分偽装」「廃棄食品の不正流通」「鶏肉の産地偽装」など、食品の安全安心に係る様々な問題が相次いで発生しており、消費者の食に関する不安、不信は依然高いものがあります。市民の健康を守るために食品安全行政は、一層重要になっており、予防対策を含めた京都市の食の安全安心に関する施策と体制を弱めることなく一層充実強化していただくよう要望します。

### （2）リスクコミュニケーションの推進について

消費者、事業者、行政等の関係者に専門家も加わり、食の安全安心についての情報を共有し、相互理解と信頼を深めるためにリスクコミュニケーションの推進は大変重要です。

2015 年 4 月から「食品表示法」がスタートしたとともに、新たに「機能性表示食品」制度が創設され、「機能性表示食品」が販売されるようになりました。また、食材を加熱したときにできる「アクリルアミド」など、食に関する新しい情報にたいして不安を感じている消費者がいます。複雑で分かりにくい食品表示や食に関する様々な情報について、消費者、生産者、食品事業者等が正確に理解できるように、リスクコミュニケーションや啓発・広報事業の一層の充実を要望します。

### （3）H A C C P 方式による衛生管理の普及推進について

食の安全安心の確保については、一般的衛生管理に加え、H A C C P 方式による衛生管理の普及推進はこんご避けられなくなると考えます。京都市においても、H A C C P 方式による衛生管理の推進を図ることで、食品による健康被害の未然防止に役立てることについては大いに期待しています。他方、京都市内の食品加工・製造等事業者の多くが、中小・零細規模である実情をふまえるならば、事業者に対するH A C C P 方式による衛生管理の必要性等の知識の習得機会や個別指導等による丁寧な支援事業が必要です。また、H A C C P については、消費者のなかではあまり知られていないと思われます。消費者向けの学習会等の機会

を設け、理解がすすむように啓発・広報活動を積極的に行っていただくことが必要です。これらの事業者への支援事業や消費者への啓発活動などを通して、効果的に導入促進が進められるようになることを要望します。

#### (4) 食品のアレルギー物質に関する指導および検査の実施について

乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えています。なかには、死に至るほど重篤な症状のかたもおられます。食物アレルギーを抱える人にとっては、アレルギー物質の混入や正しく表示されているかどうかなどについては大きな不安があります。これらへの対応として、検査を実施する義務表示7種類に加え、表示が勧められている推奨品目や市内で流通する輸入食品の検査の実施についても検討ください。

また、観光客・修学旅行生が多く訪れる京都市の実情をふまえ、「ホテル・レストラン等の店内でのアレルギー物質に関する情報提供の徹底にむけた取組みを抜本的に強める」ことについても計画に明記してください。

#### (5) 市内に流通している食品中の放射性物質検査について

東日本大震災から5年が経過します。福島原発事故による食品に含まれる放射性物質に対する不安は、これまでの迅速な検査結果の公表やリスクコミュニケーションなどの結果、一定落ち着いてきていますが、いまなお不安を感じている消費者のみなさんがおられます。引き続き安全確保と不安解消のため放射性物質の検査の継続と迅速な公表を要望します。

#### (6) いわゆる「健康食品」への対応について

効能・効果を標榜する、いわゆる「健康食品」類が多数存在します。いわゆる「健康食品」といわれるもののなかには、医薬品医療機器等法や景品表示法に違反するのではといった苦情・相談が消費者団体等に寄せられていますので、「適正な表示」の徹底にむけての監視指導を強めてください。

また、いわゆる「健康食品」広告については、新聞で1ページ全面を使ったもの、折込チラシによるもの、またインターネットでの展開などがすすみ、全広告中にしめる「健康食品」についての割合も年々高くなっています。商品パッケージに記載されている表示内容だけでなく、新聞広告、新聞折込チラシ、インターネット等について調査を実施することを計画に明記してください。

#### (7) 輸入食品に関する監視指導項目について

日本の食生活は、輸入食品なくして成り立ちません。2014年度の輸入届出件数は約222万件、輸入届出重量は約3,241万トン、輸入届出の約20万件を検査、検疫所でのモニタリング検査実施数は96,580件（厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部発行パンフレットより）といわれています。食の安全を確保するための重要な課題として、国にたいして輸入食品の安全性確保の取組みについて一層充実、強化することを要望していただくことに加え、京都市内に流通している輸入食品の安全確認検査を一層強めていただくことを要望します。

以上